

筑西市社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画

第3次ちくせい・まごころプラン

‘18~‘22



平成30年3月



社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会

はじめに



社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会
会 長 落 合 聖 二

近年、少子高齢化、核家族の進行、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、社会的孤立、虐待、ひきこもり、生活困窮など、地域を取り巻く課題も多様化してきております。

このような中、筑西市社会福祉協議会では、筑西市が平成29年3月に策定した第3次地域福祉計画の『人と地域がつながり支え合う笑顔と安心のあるまち 筑西』の基本理念との整合性を図りつつ、『福祉意識を醸成する仕組みづくり』『地域活動を促進する体制づくり』『安心して暮らせる環境づくり』の基本目標に沿って、市民の皆様と協同して活動することを目的とした「筑西市社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき地域福祉活動の推進が図られますが、計画の遂行にあたりましては、社会福祉協議会はもとより、関係機関・諸団体の皆様、そして地域の皆様のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご審議をいただきました、策定委員の皆様はじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せくださいました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

〈 目 次 〉

第 1 章. 第 3 次地域福祉活動計画策定にあたって

- 地域福祉活動計画について 1
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について 1
- 計画の期間について 2

第 2 章. 社会福祉協議会及び筑西市社会福祉協議会概況について

- 地域福祉とは 2
- 社会福祉協議会とは 3
- 筑西市社会福祉協議会とは 3

第 3 章. 計画の目指す方向

- 基本理念と基本目標 4

第 4 章. 施策の展開

1 福祉意識を醸成する仕組みづくり

(1) 意識啓発・教育

- ①地域福祉理念の普及、啓発 6
- ②寄付、募金活動への理解（善意銀行） 7
- ③福祉教育への理解 8
- ④福祉職を目指す実習生の受け入れ 9

(2) 地域の交流の促進

- ①生きがい講座、生きがいサロンの実施 10
- ②交流の場の提供 11

2 地域活動を促進する体制づくり

(1) 地域での支え合い活動の推進

- ①支部社協の設置による小地域ネットワーク推進 12
- ②生活支援体制整備事業 13

(2) ボランティア、NPO 活動の推進

- ①ボランティアセンターの設置 14
- ②ボランティア養成講座の実施 15

(3) 団体・機関の連携

- ①筑西市ボランティア連絡会の編成 16

3 安心して暮らせる環境づくり

(1) 情報発信・相談体制の充実

- ①地域分析および地域ニーズの把握（民生関係資料）…………… 17
- ②ホームページを活用した福祉、ボランティア活動情報の提供 …… 18
- ③相談事業の実施 …………… 19

(2) 適切なサービス提供

- ①住民参加型在宅福祉サービス事業 …………… 20
- ②日常生活自立支援事業 …………… 21
- ③小口資金貸付事業 …………… 22
- ④生活福祉資金貸付事業 …………… 23
- ⑤生活困窮者自立支援事業 …………… 24
- ⑥居宅介護支援事業 …………… 25
- ⑦訪問介護事業 …………… 26
- ⑧地域型在宅介護支援センター運営事業 …………… 27
- ⑨元気ぷらす教室 …………… 28
- ⑩地区地域包括支援センター運営事業 …………… 29
- ⑪指定特定相談支援事業 …………… 30
- ⑫就労継続支援（B型）事業 …………… 31
- ⑬筑西市障害者等地域活動支援センター事業 …………… 32
- ⑭しもだて子育て支援センター運営業務 …………… 33
- ⑮共同募金配分金事業 …………… 34

(3) 外出しやすい環境づくり

- ①外出しやすい環境づくり事業 …………… 35

(4) 防犯・防災体制の充実

- ①災害ボランティアセンターの運営 …………… 36

資料. 筑西市の現状について（筑西市第3次地域福祉計画より P6～P11）

- ・人口の状況 …………… 37
- ・支援を必要とする人の状況 …………… 40
- 筑西市ボランティアセンター団体登録名簿 …………… 43
- 地域福祉活動計画策定委員会設置要項 …………… 46
- 地域福祉活動計画策定委員名簿 …………… 47
- 地域福祉活動計画策定までの流れ …………… 48

第1章. 第3次地域福祉活動計画策定にあたって

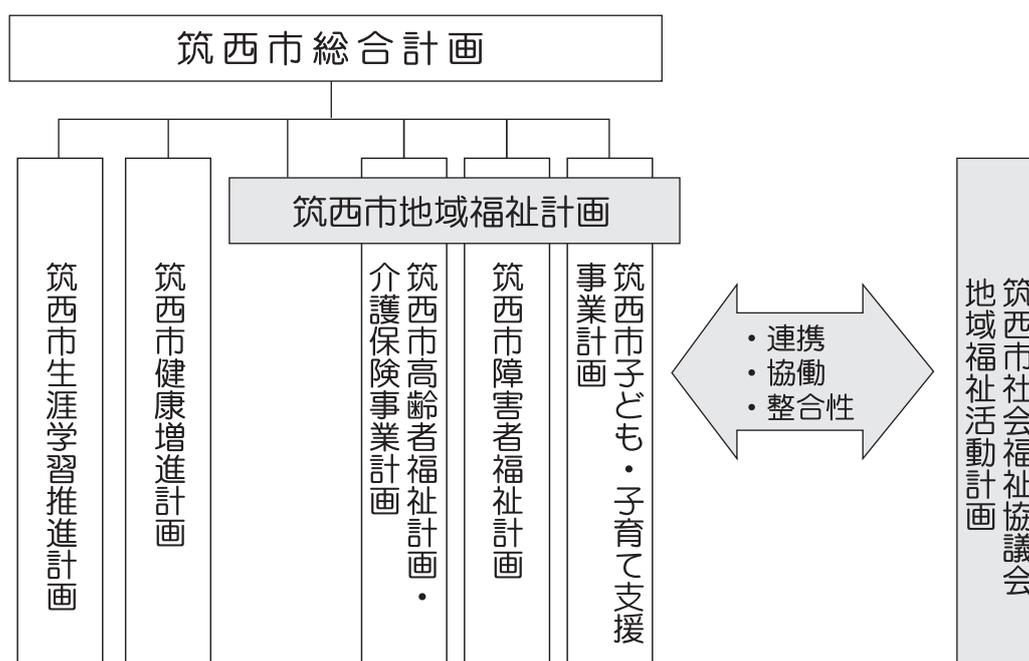
・地域福祉活動計画について

地域における、要支援者の生活課題解決のための方策について定める計画で、住民一人ひとりの活動、ボランティアやNPO法人等の団体活動を具体化し、地域福祉を推進することを目的とした行動計画として位置付けています。

・地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

筑西市では社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域福祉計画」の策定を行っています。平成29年3月には「筑西市第3次地域福祉計画」が策定され、地域福祉の推進に向けて筑西市の各種計画等との調整・連携を図っています。筑西市社会福祉協議会（以下「筑西市社協」という。）では市が策定した「地域福祉計画」を受け、住民一人ひとりの活動、ボランティアやNPO法人等の団体活動を具体化し、地域福祉を推進するための行動計画として「地域福祉活動計画」を策定します。

「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条に基づく計画であり、地域福祉を推進するうえで指針となる計画です。また、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉に必要な取り組みを定める行政計画と民間活動計画であり、車の両輪に例えることができます。行政と筑西市社協が連携、協働、整合性を図りながら地域福祉の推進に努めていきます。



・計画の期間について

第2次地域福祉活動計画の計画期間が終了することに伴い、地域の構造変化や行政機関などの動向を踏まえ、第3次地域福祉活動計画の策定を行います。

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。この期間中において、社会経済情勢の変化や筑西市の動向に応じて見直しが必要な場合は、順次対応を図ります。

年度	平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
	西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
計画期間	策定	第2次地域福祉活動計画											
	見直し							第3次地域福祉活動計画					

第2章. 社会福祉協議会及び筑西市社会福祉協議会概況について

・地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者や障がい者や児童といった対象ごとの「福祉」ではなく、市民が自分たちの住んでいる「地域」に着目し、共に支え合い、助け合い、誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みをつくるという考え方です。

「地域福祉」は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。



・社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置され、法では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。社会福祉協議会は民間の社会福祉活動を推進し、営利を目的としない民間組織です。また、それぞれの都道府県や市区町村で、地域住民のほか民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関の参加及び協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っています。活動は多岐にわたり、各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



・筑西市社会福祉協議会とは

筑西市社協は平成17年4月1日に、旧下館市、旧関城町、旧明野町、旧協和町の社会福祉協議会が合併し発足しました。合併から10年以上が経過し、合併当初に比べ事業内容や組織体制が大きく変更されていますが、理事会・評議員会を通じて事業内容を検討し、ニーズに沿った事業を展開できるよう努めています。

体制としては、執行部である理事会、議決機関としての評議員会、監査を行う監事があり、事務局として大きく9つの課・支所に分かれ各事業を展開しています。また、地域ごとの福祉ニーズに対応するために、市内13か所に支部を設置し、地域福祉の推進に努めています。

近年では業務推進に当たり有資格者の対応が求められており、平成29年4月現在、筑西市社協（正職員）における有資格者（重複含む）は、国家資格である社会福祉士8名、精神保健福祉士3名、介護福祉士6名、保健師2名、保育士2名、公的資格である主任介護支援専門員2名、介護支援専門員4名が勤務しています。また、全職員一人ひとりが「福祉の専門家」と評価されるよう自己研鑽を重ねています。



第3章. 計画の目指す方向

・基本理念と基本目標

筑西市では第1次、第2次地域福祉計画の評価から導き出された課題を解決するため、第3次地域福祉計画において、下記のように基本理念を定めています。

人と地域がつながり支え合う 笑顔と安心のあるまち 筑西

この基本理念には、筑西市に住む市民が地域の中で支え合い・助け合うことで、笑顔があふれ、安心して暮らせるようにという願いが込められています。また、今後一層の少子高齢化や人口減少が予測されている中、家庭や地域の中でのつながりを深めることが重要となっています。

「基本理念」を実現していくための「基本目標」として次の3つを掲げています。

1. 福祉意識を醸成する仕組みづくり
2. 地域活動を促進する体制づくり
3. 安心して暮らせる環境づくり

筑西市社協では、この「基本理念」と「基本目標」をもとに、具体的な活動計画として施策の展開をまとめました。第1次、第2次地域福祉活動計画で進めてきた活動計画の課題を踏まえ、「基本理念の実現」に向けて関係機関と連携・協働・整合性を図りながら、地域福祉を推進していきます。

1. 福祉意識を醸成する仕組みづくり

(1) 意識啓発・教育

- ①地域における地域福祉理念の普及、啓発
- ②寄付、募金活動への理解（善意銀行）
- ③福祉教育への理解
- ④福祉職を目指す実習生の受け入れ

(2) 地域の交流の促進

- ①生きがい講座、生きがいサロンの実施
- ②交流の場の提供



2. 地域活動を促進する体制づくり

- (1) 地域での支え合い活動の推進
 - └ ①小地域ネットワーク推進（支部社協）
 - └ ②生活支援体制整備事業
- (2) ボランティア、NPO 活動の推進
 - └ ①ボランティアセンターの設置
 - └ ②ボランティア養成講座の実施
- (3) 団体・機関の連携
 - └ ①筑西市ボランティア連絡会の編成



3. 安心して暮らせる環境づくり

- (1) 情報発信・相談体制の充実
 - └ ①地域分析および地域ニーズの把握（民生関係資料）
 - └ ②ホームページを活用した福祉、ボランティア活動情報の提供
 - └ ③相談事業の実施
- (2) 適切なサービス提供
 - └ ①住民参加型在宅福祉サービス事業
 - └ ②日常生活自立支援事業
 - └ ③小口資金貸付事業
 - └ ④生活福祉資金貸付事業
 - └ ⑤生活困窮者自立支援事業
 - └ ⑥居宅介護支援事業
 - └ ⑦訪問介護事業
 - └ ⑧地域型在宅介護支援センター運営事業
 - └ ⑨元気ぷらす教室
 - └ ⑩地区地域包括支援センター運営事業
 - └ ⑪指定特定相談支援事業
 - └ ⑫就労継続支援（B型）事業
 - └ ⑬筑西市障害者等地域活動支援センター事業
 - └ ⑭しもだて子育て支援センター運営業務
 - └ ⑮共同募金配分金事業
- (3) 外出しやすい環境づくり
 - └ ①外出しやすい環境づくり事業
- (4) 防犯防災体制の充実
 - └ ②災害ボランティアセンターの運営



第4章. 施策の展開

1 福祉意識を醸成する仕組みづくり

(1) 意識啓発・教育

①地域福祉理念の普及、啓発

「地域福祉」とは、高齢者や障がい者や児童といった対象ごとの「福祉」ではなく、市民が自分たちの住んでいる「地域」に着目し、共に支え合い、助け合い、誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みをつくるという考え方です。

現状と課題

市内の各地域では、自治会、子ども会、女性会、高齢者クラブ等の様々な団体が、活動を通じて地域のつながりや連帯を深めてきましたが、急速な少子高齢化に伴う人口減少社会の到来により、これらのコミュニティ活動への参加者が減少し、地域社会の機能が弱体化してきています。地域福祉を進めるには、市民一人ひとりのつながりを深めて、お互いの信頼関係を更に築き、地域社会の連帯を強めていくことが重要です。

取り組み

地域コミュニティ活動への理解と参加を促進するため、支部社協をはじめボランティアや地域団体等のネットワークを通じて、市民の皆様への啓発に努め、お互いが助け合い、支え合える地域ネットワークづくりを進めてまいります。また、ネットワークから外れた方をネットワークの中へ戻す取り組みや、支援が必要にもかかわらず声を出せない方の早期発見や支援につなぐ取り組みにも努め、ノーマライゼーション^{*}の理念の推進を目指してまいります。



^{*}ノーマライゼーション…障がいを持っている人でも、障がいのない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方です。

②寄付、募金活動への理解（善意銀行）

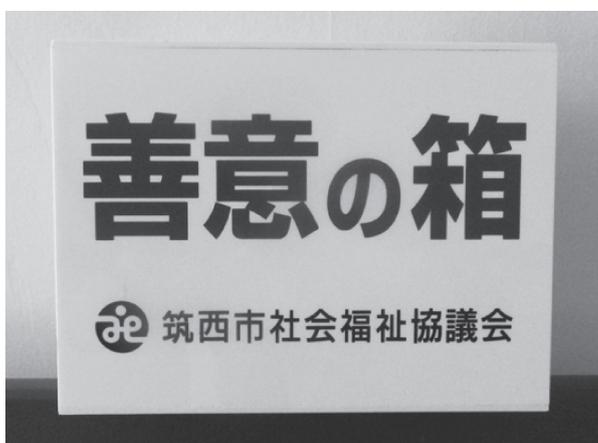
皆さまの善意の窓口として、また、寄付していただいた金銭・物品を必要としている方々へお届けする橋渡し役として、善意銀行を開設しています。善意銀行には、金銭口座と物品口座があり、物品口座では、アルミ缶や使用済み切手など、日常生活で生まれる大切な資源を社会福祉のために活用しております。また、市内企業・事業所等140か所以上に募金箱である「善意の箱」の設置に協力を頂いています。

現状と課題

「善意銀行」や「善意の箱」は、皆様の善意の橋渡し役として行っていますが、社会情勢の変化によって左右されることが課題の一つです。広報・啓発を継続していくことで、活動内容の理解を深め、賛同してもらう機会を増やしていくことが重要です。

取り組み

預かった善意で行われている活動の様子を広報紙、ホームページに掲載し、市内4か所の筑西市社協掲示板の活用と併せて多くの方に継続的に周知し、善意銀行の趣旨に賛同してもらえよう努めていきます。



③福祉教育への理解

福祉教育は、学校との協力によって行う児童・生徒を対象としたものから、すべての地域住民を対象としたものまで、福祉に関する様々な体験や学習を通じ、「助け合いながら共に生きる心」の育成と「ノーマライゼーション」の理念の普及を目指すものです。

現状と課題

毎年、市内小・中・高等学校での学校福祉体験の実施や、ボランティア体験月間である7・8月には「小学生福祉サマースクール」「学生福祉サマーセミナー」を開催し、ボランティア精神の育成に努めています。また、地域の特性に応じた支部社協ごとの研修・講座の実施や、家庭裁判所の補導委託制度に協力し非行のあった少年を随時受け入れ、ボランティア活動の機会の提供等を行っています。

取り組み

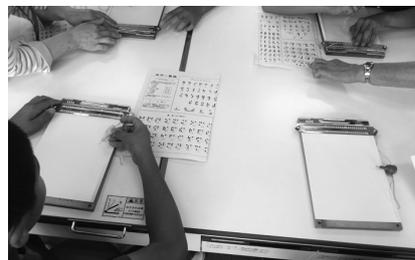
事業を適時改善し、参加しやすい環境を作り、実施日や実施内容等を調整しながら、参加したいと思える事業を企画していくことを目指します。そのためにも、教育機関をはじめとした関係機関との良好な関係を保ち、連携した事業の展開を図っていきます。



サマースクール



サマーセミナー



点字体験



朗読体験



手話体験



車いす体験



アイマスク体験



インスタントシニア体験



タブレット体験

④福祉職を目指す実習生の受け入れ

福祉職の現場では人材確保が大きな課題となっています。また、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、福祉人材の養成は必要となっています。中でも専門性のある社会福祉士の養成は重要と考えられ、社協においても実習生受け入れの要請があります。



現状と課題

平成19年11月の「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の成立・公布に伴い、社会福祉士の実習指導者に実習指導者講習課程修了の条件が必要となりました。筑西市社協では実習指導者が少なく、受け入れ態勢が整わないため、条件を満たす者が順次講習を受け、増員していくことが必要とされています。

取り組み

実習指導者の要件に該当する職員が順次講習を受講することにより、受け入れ態勢を整え、市内在住者や市内出身者の実習受け入れ要請に、今まで以上に積極的に対応できる体制を整備することを目指します。



(2) 地域の交流の促進

① 生きがい講座、生きがいサロンの実施

生きがい講座（ダンス講座・書道講座・詩吟講座・民謡講座・健康体操教室）、生きがいサロンは一般介護予防事業として筑西市から受託しており、市内の65歳以上の方を対象に各地域において趣味講座、創作活動、レクリエーションを実施しています。

現状と課題

生きがい講座は4講座1教室を実施しており、多くの方が講座を受講し好評を得ています。今後も新規講座開講等、高齢者の生きがいづくりの場を充実できるよう、事業を推進していきます。生きがいサロンにおいては、明野地区のみの実施となっているため、実施場所等の検討が必要となっています。

取り組み

市内全戸配布の筑西市社協広報紙「まごころ」等で参加者募集を行い、周知を図っています。生きがい講座については、ニーズ調査を行い、新規講座の開講等の推進を図り、生きがいサロンにおいては、筑西市と連携を図りながら、地域の社会資源の発掘・検討を進め、参加しやすい事業を目指しています。



生きがい講座、開講式



ダンス講座



書道講座



詩吟講座



民謡講座



生きがいサロン

②交流の場の提供

筑西市から、総合福祉センター、関城老人福祉センター、明野農村環境改善センター、明野老人福祉センター、協和ふれあいセンターの指定管理を受け、社会福祉事業の効果的運営と組織的活動の増進、福祉団体との連携、ボランティアの育成、子どもから高齢者まで多くの市民の相互の親睦及び健全な心身の育成等を図る場、地域交流の促進を図る場として運営しています。

現状と課題

各センターは、一般介護予防事業の実施、各ボランティア団体の活動の場、文化活動の場及び地域交流の促進を図る場として利用されています。施設利用に関するアンケートではおおむね満足の評価をいただいています。

取り組み

毎年施設利用に関してのアンケートを実施し、利用しやすいセンターの運営に努め、地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点として、場所・設備提供の支援を進めていきます。また、地域の各団体に施設利用の促進を図るため、広報活動を進めていきます。



総合福祉センター



関城老人福祉センター



明野農村環境改善センター



協和ふれあいセンター

2 地域活動を促進する体制づくり

(1) 地域での支え合い活動の推進

①支部社協の設置による小地域ネットワーク推進

地域福祉の推進を図ることを目的に、平成4年から下館地区10支部、平成21年度から市内全域13支部で組織され、それぞれの地域性に応じた小地域福祉活動を展開しています。事業内容は各支部(地域)によってさまざまですが、昔ながらの「向こう三軒両隣」の地域づくり「小地域ネットワークづくり」を目指し、誰もが安心して暮らせるまちづくりのための活動を展開しています。



現状と課題

支部社協の活動は地域に即した事業展開を図ることが重要であり、下館地区は小学校区10支部、関城地区、明野地区、協和地区は中学校区各1支部で組織され事業を展開しています。近年では地域包括ケアシステム等さまざまな事業が推進され、支部社協が関係機関と連携を深め、協働していくことが今まで以上に重要となっています。

取り組み

市内13支部が地域性に応じた小地域福祉活動(茶話会・地区文化祭・各団体への助成・学校福祉体験の協力等)を展開していくとともに、支部長会議を開催し、13支部が連携、情報の共有を図り、地域福祉の向上を目指しています。



支部長会議

②生活支援体制整備事業

介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送っていくために必要な生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する事業です。地域資源の開発やネットワーク構築等を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な関係主体が参画し、地域づくりについてみんなで話し合う場として「協議体」の設置を行います。

現状と課題

筑西市が設置主体となり、平成30年度までに筑西市を7つの圏域に分け、協議体を設置していきます。協議体は、地域の関係者及び地域包括支援センター等、多様な主体で構成されています。新たな事業の為、広報・啓発が重要と考えられます。

取り組み

筑西市社協においても各圏域に担当者を定め、構成員の一員として関係者と協力しながら積極的に地域づくりに取り組んでいきます。また、筑西市と協力し事業の広報・啓発を進めていきます。



(2) ボランティア、NPO活動の推進

① ボランティアセンターの設置

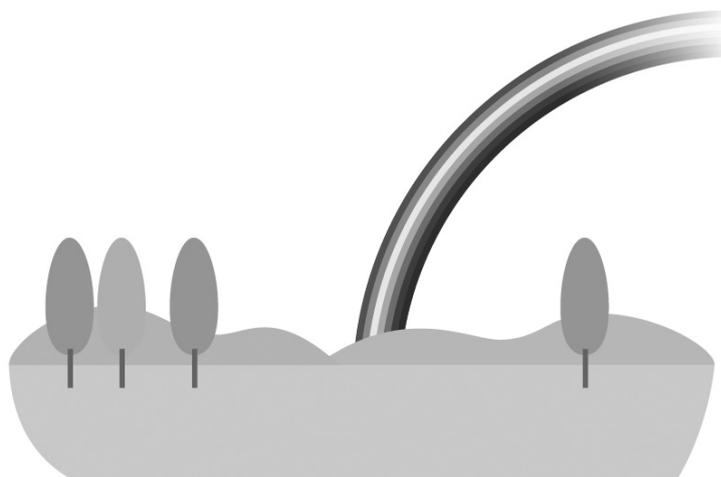
地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成援助を行うために設置されたボランティア活動拠点です。ボランティア活動に関する広報・啓発をはじめ、登録と斡旋、個人又はグループ、NPO団体等の活動支援、調査研究のほか、善意銀行への金品等の預託・配分等を行っています。また、ボランティアに関する講演や体験依頼もお受けしています。

現状と課題

ボランティア活動に関する理解と関心は深まってきており、ボランティア活動は定年後の社会参加の一つとして大きな役割を担っています。筑西市社協ではボランティアセンター業務の見直しと情報提供を適時行い、参加しやすい環境づくりの推進に取り組んでいます。平成29年10月現在、登録している団体は61団体となっています。

取り組み

広報紙やホームページ、各種会議等を活用した情報の発信によってボランティアセンターの存在を広報・啓発していくとともに、今後のボランティアの担い手の発掘や企業の社会貢献活動（CSR）によるボランティア活動の支援を進め、地域社会の発展を目指すよう努めていきます。また、センターの適正な運営を確保するため、ボランティアセンター運営委員会において、総括的な審議を行っていきます。



② ボランティア養成講座の実施

ボランティアセンターにおいて、市内在住又は通勤・通学されている方を対象に、ボランティアを養成するための、手話・点訳・朗読・傾聴・その他必要な養成講座を行っています。また、ボランティア実践者の資質向上を図るための養成講座も実施しています。



現状と課題

講師は、各講座の主旨に関する有資格者（各専門家）及びボランティア実践者、学識経験者等にお願いしています。講座修了後のボランティア活動は、主にボランティア団体に加入しての活動となっています。個人でのボランティア活動希望者の対応や新規テーマの養成講座の実施が求められています。

取り組み

ボランティアセンターを強化し、ボランティア活動の機会を提供していくとともに、参加者にとって「参加したくなる講座」「有意義な講座」が運営できるよう努めていきます。



手話講座



点訳講座



朗読講座



傾聴講座

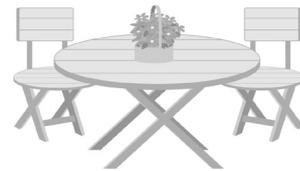
(3) 団体・機関の連携

① 筑西市ボランティア連絡会の編成

充実したボランティア活動を展開させ、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、筑西市ボランティア連絡会を設立しています。筑西市ボランティア連絡会は、ボランティアセンターへ登録した団体をもって構成しています。相互の研修・自己研鑽・情報交換等を通じてネットワークを構築し、活動の活性化・円滑化を図っています。

現状と課題

年1回の役員会、総会・研修会を行い、ネットワークの構築を進めています。平成29年10月現在、登録しているボランティア団体は60団体、登録者数は3,419人となっています。各団体ともに会員の高齢化や新規加入者の減少が見られます。



取り組み

団体相互の交流や情報交換の場を設け、協働できる仕組みづくりを進めていき、充実したボランティア活動を展開させ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めていきます。また、筑西市社会奉仕団体紹介冊子を適時更新し、市民及び関係施設等に情報提供を図り、ボランティア実践者の支援と募集に努めていきます。



役員会



総会

3 安心して暮らせる環境づくり

(1) 情報発信・相談体制の充実

①地域分析および地域ニーズの把握（民生関係資料）

筑西市社協が平成17年から継続している調査資料で、筑西市の人口や福祉情報を基本に、年齢構成や高齢率等、民生関係資料を各地域、字別ごとに作成しています。

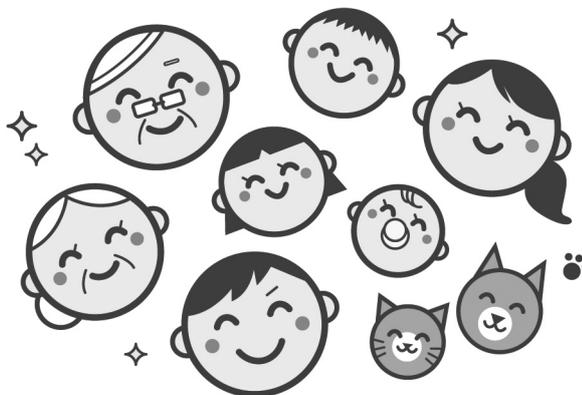
現状と課題

各種会議や研修・筑西市社協実施事業において示す情報の一つとなっており、地域分析の貴重な資料となっています。



取り組み

民生関係資料の作成を継続し、得られた情報の整備・保管・共有を進め、常に最新の情報が提供できる体制づくりに努めていきます。また、積極的に支部社協、民生委員児童委員、ボランティア等との関わりを深め、地域福祉に関わる相談に対応しながら、地域課題の把握と地域情報の整備が出来るよう努めていきます。個人情報保護については細心の注意を払っています。



②ホームページを活用した福祉、ボランティア活動情報の提供

筑西市社協では、「まごころネット」と題してホームページの運営を行っており、基本的な情報を発信しています。また、フェイスブックを活用し、各事業報告や最新の福祉情報、ボランティア団体活動情報の提供を進めています。

現状と課題

新規事業の実施に伴う事業案内の情報発信や、事業に関する最新の情報を積極的に発信しています。全体的に見やすいホームページのリニューアルを行い、閲覧者が増えていくよう推進していくことが必要です。

取り組み

見やすく分かりやすい情報提供を意識し、常に新しい情報を発信していくことに努め、筑西市社協活動への理解と参加を広く呼びかけ、効果的な広報・啓発活動を展開します。また、ホームページを閲覧しやすいように心がけ、情報共有の向上に努めます。



ホームページ

③相談事業の実施

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、一般相談として①毎月第2木曜日に民生委員や学識経験者による「心配ごと相談所」を開設しています。また、②弁護士が無料に対応する「法律相談」を毎月2回開設しています。その他、③高齢者の相談窓口として地域包括支援センター、④障がい者の相談窓口として指定特定相談支援事業、⑤生活困窮者の相談窓口として自立相談支援事業、⑥子育て・育児相談窓口として子育て支援センター、⑦在宅介護の相談窓口として在宅介護支援センターを設けています。



心配ごと相談所

現状と課題

専門的な人員の配置および人材の育成を通して、相談者のニーズに沿った支援ができるような相談体制を構築していますが、一般相談窓口の利用状況については減少傾向が見られ、その要因として他機関での相談支援体制が整ってきたことが考えられます。

取り組み

相談体制の強化を図るとともに、関係機関との協力・連携を密にし、情報の収集・提供が円滑に進められるようにし、誰もが相談しやすい環境づくりに取り組んでいきます。



(2) 適切なサービス提供

① 住民参加型在宅福祉サービス事業

市民の参加と協力を得て、適切な家事・介助等の援助を有料で行うサービス事業です。在宅福祉の増進を図るとともに、市民の連帯と相互扶助を促進することを目的に行っています。サービスを利用する方は「利用会員」、サービスの担い手として活動に協力する方は「協力会員」として、「まごころ在宅福祉サービスセンター」に登録が必要となります。



活動風景

現状と課題

本事業は、入院患者への洗濯サービス・買い物支援等、介護保険事業では対応できないサービス部分への支援を行うことが強みとなっており、平成29年10月現在、利用会員86名、協力会員27名となっています。協力会員を確保し、安定したサービスの提供を継続していくことが必要となっています。

取り組み

今後も事業の広報・啓発や協力会員養成講座を実施し、利用会員及び協力会員の増員を図り、支援が必要な方へのサービス提供を進めていくよう努めていきます。

まごころ在宅福祉サービス

このサービスは、在宅福祉を推進していくための1つの手法として、有料で家事等の援助を市民の参加・協力により行ない、在宅介護者(家族)や子育て(産前産後支援)に関するサポートを図るサービス事業です。

協力会員

サービス提供
サービス券
報告
派遣調整
連絡調整
依頼・サービス

利用会員

筑西市社会福祉協議会
需給調整・福祉サービスと情報の提供

対象者

- 高齢者 ●障害者
- ひとり暮らしの方
- 母子・父子家庭等

サービス内容

- 食事のしたく・話相手
- 衣類等の洗濯
- 住宅内外の簡易な清掃
- 生活必需品の買い物
- 保育施設等への送迎
- ※ただし自家用車での送迎はできません。

サービス時間

- 月曜日～土曜日
- 午前9時～午後5時
- 利用時間は1時間単位

サービス料

- 1時間 700円
- サービス券を購入頂きます。
- 交通機関を利用したときは実費を頂きます。

お申し込み
お問い合わせ

筑西市在宅福祉サービスセンター (筑西市社会福祉協議会内)

〒308-0806 筑西市小林355

☎ 21-0811
☎ 22-5191
FAX 25-2400

②日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより判断能力が不十分で、かつ親族等の援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスを行い、自立した地域生活が送れるよう日常生活を支援していく事業です。契約書に基づきサービスを提供していきます。



現状と課題

年々契約者・相談件数が増加しており、平成29年10月現在30件の利用契約となっています。特に行政や施設及び病院等の支援者側からの利用・調査要請が増えています。サービスの提供は生活支援員が行いますが、対応が困難なケースが多くなっている現状があります。

取り組み

茨城県社会福祉協議会主催の研修に参加する機会を設ける等、困難事例に対応できるよう、生活支援員の援助技術の向上に努めていくとともに、各関係機関、専門員との連携を強化していきます。また、生活支援員の活動の機会を拡充していくよう努めていきます。



③小口資金貸付事業

筑西市内に居住している方が、不慮の事故又は災害等により一時資金が必要となった場合に、生活意欲の助長と生活の安定を図ることを目的に、一世帯50,000円を上限に無利子で資金の貸付を行う事業です。借入申込みに当たっては、市内在住の連帯保証人1名が必要です。

現状と課題

近年では、生活困窮者自立支援制度が施行され、生活福祉資金貸付制度等の経済的な支援制度や関係機関との連携が重要となっています。継続して償還することができるよう、職員が相談支援を推進し、資金貸付だけではなく他制度の利用を合わせ、生活の安定を図ることが求められています。貸付に至るのは、相談件数の1割未満の現状となっています。

取り組み

借入申込み時から償還完了までに至る借入世帯への支援が重要となることから、貸付後の援助・指導の強化等、適時訪問や電話連絡を行い、借受人の生活意欲の助長と安定を図るよう努めていきます。



④生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。茨城県社会福祉協議会を実施主体とし、筑西市社協が窓口となって実施しています。本制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

現状と課題

毎年約100件の相談があり、貸付に至るのは1割未満の現状となっています。福祉的な貸付の為、なかなか制度に該当しないことが要因として考えられます。一般的な貸付とは違い、生活の自立を目的とした専門的な貸付となるため、制度の理解を推進していくことが重要です。

取り組み

より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るため、平成27年4月より一部貸付制度において、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うよう、制度の見直しが行われました。筑西市社協ではホームページ等を利用し、継続して制度の周知を図っていくとともに、貸付に至らなかった場合、関連する他制度の説明・紹介等、総合的な支援を行う事業を目指しています。



⑤生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を筑西市から受託しています。多様化している生活課題に対応するため、就労・社会保障関係等の機関と連携し、多角的な指導及び助言を行うことにより、相談者の生活課題解決の契機としています。



現状と課題

平成27年4月に制度の見直しが行われ、生活福祉資金貸付事業と連携をとりながら包括的な支援を実施しています。相談件数は多くはありませんが、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進が図れるよう支援していくことが求められています。

取り組み

生活困窮者は、金銭的な困窮のみならず健康・障がい・就労・家族関係等、その背景には複合的な課題を抱えています。迅速・適切な援助が行えるよう関係機関と連携を図り、支援体制の更なる構築に努め、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図っていきます。



⑥ 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護に関するさまざまな相談に応じ、要介護者・要支援者が自立した在宅生活を送るために、家族の状況や生活環境を踏まえ、希望に応じたケアプランを作成し、適切なサービスが提供されるよう事業者との連絡調整を行います。



現状と課題

介護支援専門員1人当たりのケアプラン利用者件数は、厚生労働省令で定められた件数の上限で推移しており、介護予防ケアプランに関しては、地域包括支援センターと連携をとりながら随時対応しています。今後は、特定事業所加算の算定継続と、入退院時の医療連携強化を図り、必要な加算の算定を行い、事業所としてサービスの向上を図っていくことが必要です。

取り組み

利用者の立場に立った計画を作成し、適切なサービスが提供されるよう、人員配置・資質向上も踏まえた支援体制づくりを行います。また、民生委員や医療機関、行政や地域包括支援センター等のネットワークを活用しながら、関係機関との連携を強化し、ケアマネジメント力の向上を図ります。



⑦訪問介護事業

在宅において介護を受ける要介護者・要支援者に対して訪問介護員（ヘルパー）がその居宅を訪問して要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う事業です。



現状と課題

平成29年10月現在、19名の訪問介護員が56名の利用者に対してケアプランに基づいた「生活援助」と「身体介護」のサービスを提供しています。利用状況は安定していますが、安定したサービスの提供を継続して行くために、新規の訪問介護員の確保が必要となっています。

取り組み

広報紙や職業安定所などを使って訪問介護員募集を継続し、利用者に安定したサービスの提供と事業の継続を図ります。また、限られた訪問時間の中でニーズに合わせたより質の高いサービスが提供できるよう、訪問介護員の知識と技術の向上や関係事業者の連携強化に努めていきます。



⑧地域型在宅介護支援センター運営事業

筑西市からの委託事業で市内に7か所設置されています。おおむね65歳以上で、在宅での介護を必要とする人・介護が必要となるおそれのある人・その家族等を対象に相談事業、家族介護者リフレッシュ教室、福祉用具無料貸出を実施しています。また、地域包括支援センターと連携を取りながら在宅介護に関するあらゆる相談に対応しています。



現状と課題

相談事業の半数以上が介護保険に関する相談であり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携が重要となってきました。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と重複する事業内容がありますが、筑西市社協では両事業を行っているため、円滑に連携を取り、事業の推進を図っています。

取り組み

地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所との連携を図り、高齢者に対し身近な相談窓口として在宅での介護に関するさまざまな心配ごとに、電話相談や面談を通じて総合的に応じています。また、筑西市社協広報紙「まごころ」やホームページ、市発行広報紙などを利用し、相談しやすい環境作りに努めています。



家族介護者リフレッシュ教室

⑨元気ぷらす教室

筑西市から一般介護予防事業を受託し、市内の65歳以上の方を対象に「元気ぷらす教室」として市内17か所で実施しています。運動器の機能向上プログラム、栄養改善、口腔機能向上、認知機能向上プログラム等、各専門職が講師として介護予防に関する指導を行っています。また、看護師を配置し利用者の心身状況の把握や、緊急事態に対応可能な体制を整備しています。

現状と課題

会場への交通の利便性を考慮し、市内17か所で教室を展開し地域住民が参加しやすい事業の実施に努めています。地域によって参加者数に差が出ているため、開催回数や開催場所等を検討し、多くの方に参加してもらえるよう推進しています。



取り組み

「元気ぷらす教室」は健康寿命の延伸を目指し、健康増進や筋力低下を防ぐプログラムを検討しながら、すべての会場で同一の介護予防プログラムを実施しています。今後も広報・啓発を進めながら、参加しやすい事業の運営を推進していきます。



下館会場



関城会場



明野会場



協和会場

⑩地区地域包括支援センター運営事業

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者やその家族に対して総合的な相談・支援を行う機関です。主任介護支援専門員・保健師（看護師）・社会福祉士が配置され、高齢者や家族、地域からの幅広い相談に対応できる体制を整えています。



現状と課題

平成27年度から筑西市の受託を受け、関城・明野・協和地区を担当圏域とする地区地域包括支援センター「まごころ」を運営しています。近年は介護の相談に加えて、虐待や権利擁護（成年後見制度）、認知症等、早期解決や対応が困難なケースの相談・対応が増加傾向となっており、適切なアセスメントと高度な専門性が必須となっています。

取り組み

身近な相談窓口として市民への周知を図り、各分野（医療・介護・福祉）専門機関との協働・連携に努めていきます。また、職員の計画的な研修・研鑽を行う事で、能力・視野・技術を高める事を図り、複合した課題を抱えるケースに対応していきます。



⑪指定特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい、難病等を有する方々に対して、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。地域で自立した生活が送れるよう、相談支援専門員が障がい、難病等を有する方々の相談に応じ、助言や連絡調整等の支援、サービス等利用計画の作成を行います。

現状と課題

筑西市のサービス等利用計画進捗状況は9割強となっており、筑西市社協では平成29年10月現在、2名の相談支援専門員が84名の利用契約者に対してサービスを行っています。新規の相談者に対して積極的に対応できる体制づくりが求められています。

取り組み

事業所個別の対応だけでなく、市内事業所が連携していくことが利用向上へとつながると考え、平成27年7月に設置された筑西市自立支援協議会相談支援専門部会の運営にも積極的に参加しています。また、行政と随時連携しながら、助言や連絡調整等の支援、サービス等利用計画作成の向上に努めています。



⑫就労継続支援（B型）事業

障害者総合支援法に基づく事業で、一般企業への就職が困難な障がい者や難病患者に対して、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練等を行います。筑西市社協では平成19年度より「まごころ」として事業を実施しています。



就労継続支援（B型）事業「まごころ」

現状と課題

日々の活動として、工業部品の組み立て作業や食品関係の作業等の作業訓練、雑巾やせっけん等の自主製品の制作を行い、対価として毎月工賃を支給しています。また、社会的マナーの向上の一環として年に2回野外研修を実施しています。安定した工賃の支給と利用者の確保に努めていくことが重要となっています。



取り組み

現状の作業を継続しながら、受注先の新規開拓に努めるとともに、工賃交渉により安定した工賃支給を目指します。また、特別支援学校や相談支援専門員と連携をとり、利用者の確保に努め、利用者にとって「利用しやすい事業所」「安心できる事業所」の運営に努めます。



⑬ 筑西市障害者等地域活動支援センター事業

障害者総合支援法に基づく事業で、筑西市から受託し、利用者が地域において自立した日常生活や社会生活が送れるよう、創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担軽減を図ることを目的として実施しています。

現状と課題

日中活動として、心身機能の維持・創作的活動を中心に個々に合わせた活動を行っています。また、レクリエーションとして年2回の遠足、利用者・保護者・ボランティア・支援員の親睦を深めるための交流会を年1回実施しています。施設入所や他サービスに移行する事による利用者の減少や、週3日までの利用のため、曜日によって偏りがあり、利用しやすい環境づくりが求められます。



春の遠足

取り組み

特別支援学校や相談支援専門員と連携をとり、事業の広報・啓発を推進するとともに、週間利用日数等を検討し、利用しやすい事業所の運営に努めます。また、家庭やセンターでの様子について連絡を密にし、安心してセンターを利用できるような環境整備に努めます。



⑭しもだて子育て支援センター運営業務

地域子育て支援拠点事業の一つとして位置づけられており、就学前の未就園児及びその保護者が集い、交流を深める場となっています。筑西市社協では筑西市から筑西市子育て支援センター下館会場を「子育て支援センターにこここ」として受託し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、情報の提供、講習会・イベントの実施等を行っています。



現状と課題

午前中は年齢別に、午後は他の年齢と交流して遊べる広場を実施しています。また、健康や安全、子育てに役立つ情報等を講座や掲示物等で発信するとともに、週1回の相談日を設けています。過度に育児不安やストレスを感じてしまう親と子の状態に、育てにくさを感じている親等に対しては、筑西市のこども課や健康づくり課等の関係機関と連携を図り、支援に努めています。

取り組み

筑西市では、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、支援の量の拡充や質の向上を進めています。「子育て支援センターにこここ」では、多くの方に利用いただけるよう今後も年齢に応じた遊びや情報を提供し、不安なく子育てができるよう、関連機関と連携を図り支援に努めていきます。



子育て支援センター「にこここ」

⑮ 共同募金配分金事業

共同募金は社会福祉法に基づき、期限内に行う寄付金の募集で、地域福祉の推進を図るため、その寄付金を社会福祉事業、更生保護事業、その他社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的に行っています。募金には「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」があり、お寄せいただいた募金は地域の社会福祉向上のために有効に活用しています。



現状と課題

共同募金配分金事業は「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」を基に、老人福祉活動事業、障がい児・者福祉活動事業、児童・青少年福祉活動事業、母子・父子福祉活動事業を実施し、地域福祉の推進に努めています。個人情報取扱い等から申請方式をとっている事業が多くなっているため、申請漏れ等への対応が求められています。



取り組み

広報紙及びホームページ等に募集要項を掲載し、広報・啓発に努めています。また、各公共施設や各種窓口にお知らせ文の設置や担当地区民生委員児童委員からの声掛けを依頼し、周知に努め、申請しやすい環境づくりに取り組んでいます。



(3) 外出しやすい環境づくり

①外出しやすい環境づくり事業

筑西市では社会参加の促進を図るために気軽に外出できるよう、身近な交通手段としてデマンドタクシー「のり愛くん」を運行しています。また、公共の建物についてはバリアフリー[※]化やユニバーサルデザイン[※]化を推進しています。

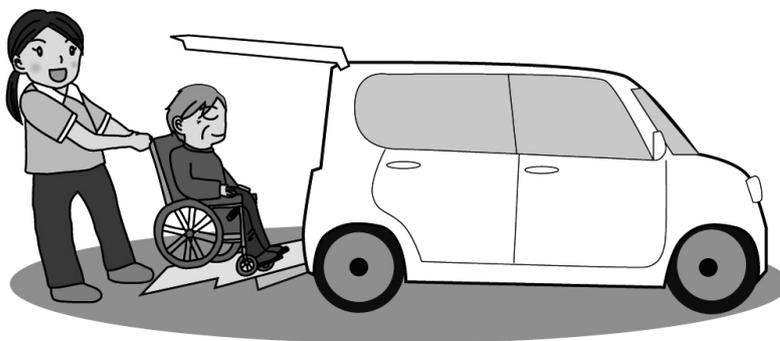
現状と課題

筑西市社協で実施している住民参加型在宅福祉サービス事業では、外出時における公共の乗り物（タクシーやのり愛くん）利用時のサポートを行っています。利用対象者は、高齢者、障がい者等支援の必要な方です。のり愛くんの利用に関しては、予約が取りにくく、利用が難しいとの市民の声があります。



取り組み

筑西市社協では、介護保険制度や障害者総合支援法のサービス利用に対応できるよう、各相談員が支援体制を整えています。また、筑西市ではデマンドタクシー「のり愛くん」の運行方法の見直しを行う等、使いやすい交通手段を目指しています。



※バリアフリー……障がい者や高齢者が生活していく際の障がいを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方です。

※ユニバーサルデザイン…文化や言語・国籍の違い、障がいの有無、老若男女といった差異・能力の如何を問わず、誰もが等しく使いやすいように安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方です。

(4) 防犯・防災体制の充実

①災害ボランティアセンターの運営

筑西市社協では、災害時における被災地でのボランティア活動が円滑に行えるよう、筑西市と協定を結んでいます。災害が発生した場合は、筑西市災害対策本部等の関係機関と速やかに協議及び連携を図り、「筑西市災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの確保、ボランティア活動、避難所運営の補助等を行います。

現状と課題

災害発生時に迅速かつ効果的な支援を行うためには、団体によるボランティア活動の協力が必要です。筑西市社協では、平時からの連携・協力体制を構築するために、主に企業や法人等の団体を対象とした事前登録制を整備しました。今後、各団体の理解と協力を仰ぎ、体制作りを推進していくことが必要です。

取り組み

筑西市社協職員の取り組みとして、災害ボランティアセンターマニュアルを作成し、迅速に災害ボランティアセンターの対応ができるよう努めています。また、災害ボランティアセンターの適正な運営のために、団体・企業ボランティアの協力体制を整備していくよう努めています。なお、災害対策本部が設置されない小規模・小地域の災害においては、筑西市社協のボランティアセンターにて対応を進めます。

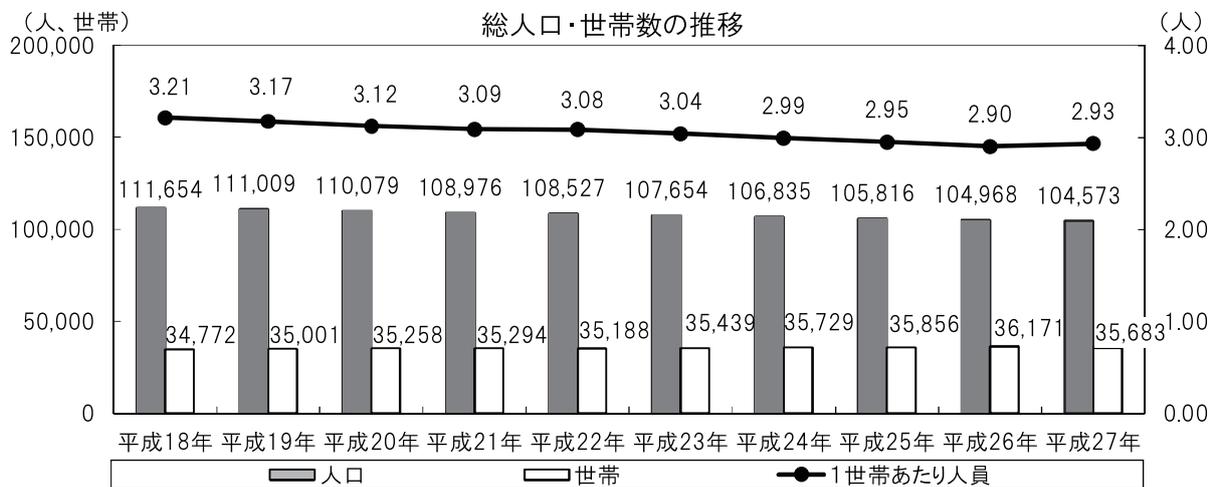


筑西市の現状について

(筑西市第3次地域福祉計画より抜粋)

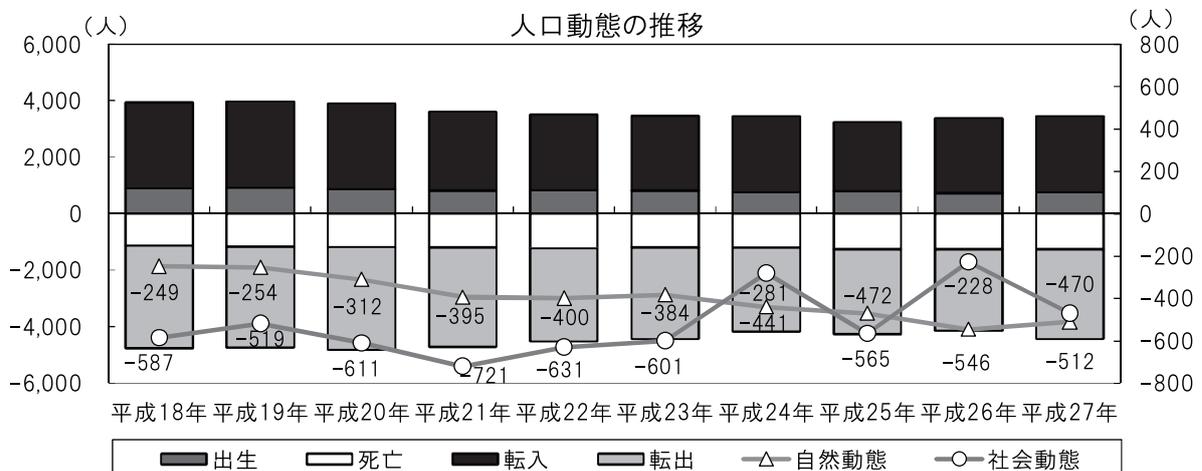
第1節 人口の状況

総人口は、平成18年の111,654人に対し、平成27年では104,573人と約7,000人の減少となっています。一方、世帯数は平成18年の34,772世帯から、平成27年では35,683世帯と約900世帯の増加となり、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。



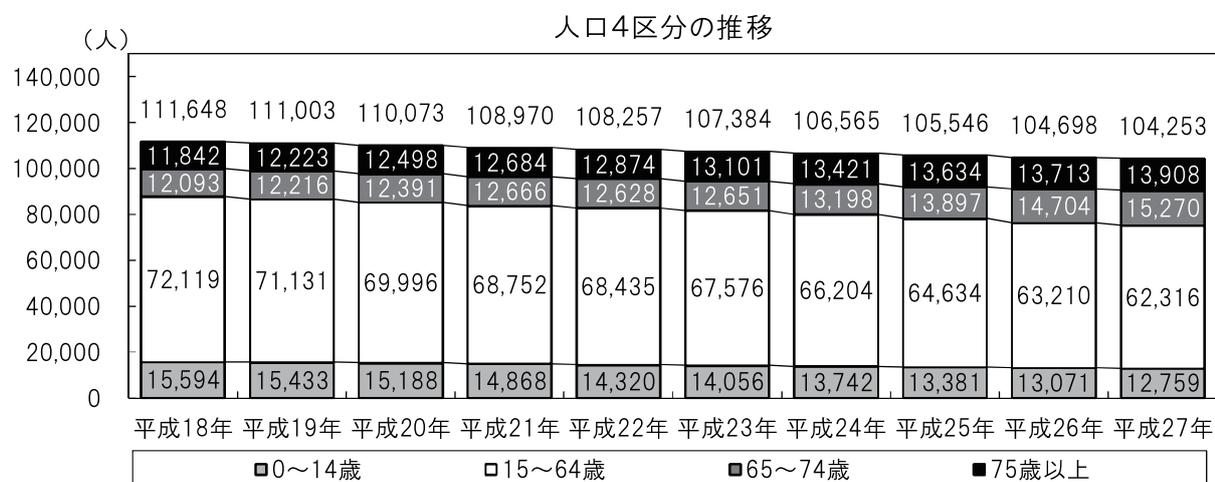
資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

人口減少の状況について人口動態を見ていくと、死亡数が出生数を上回っている自然動態は年々増え、平成18年の-249人から、平成27年では-512人となっています。一方、転出が転入を上回る社会動態は増減を繰り返しながら推移しています。



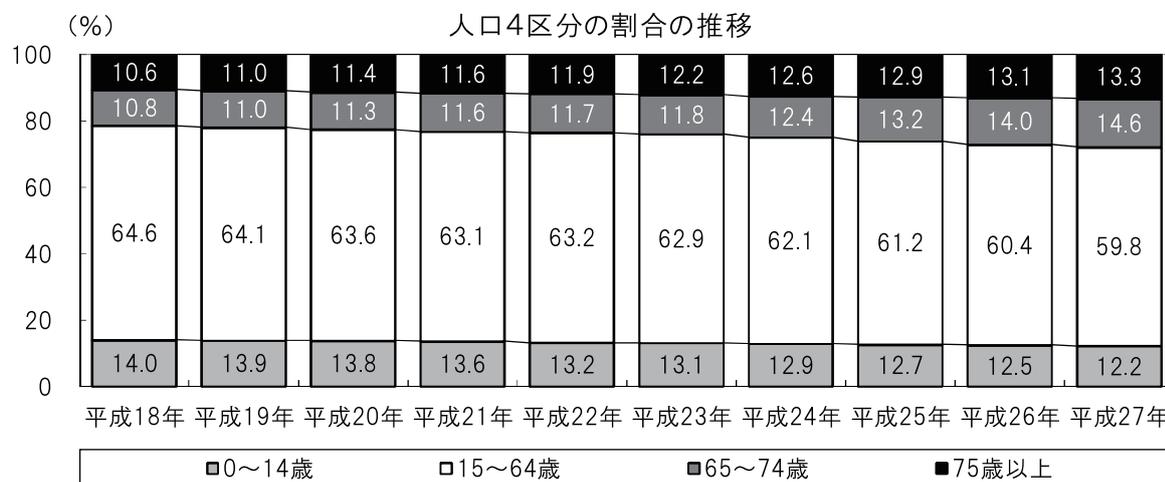
資料：統計要覧

総人口の内訳として、4区分で見えていくと、0～14歳と15～64歳の人口が減少し、65～74歳、75歳以上は増加しています。



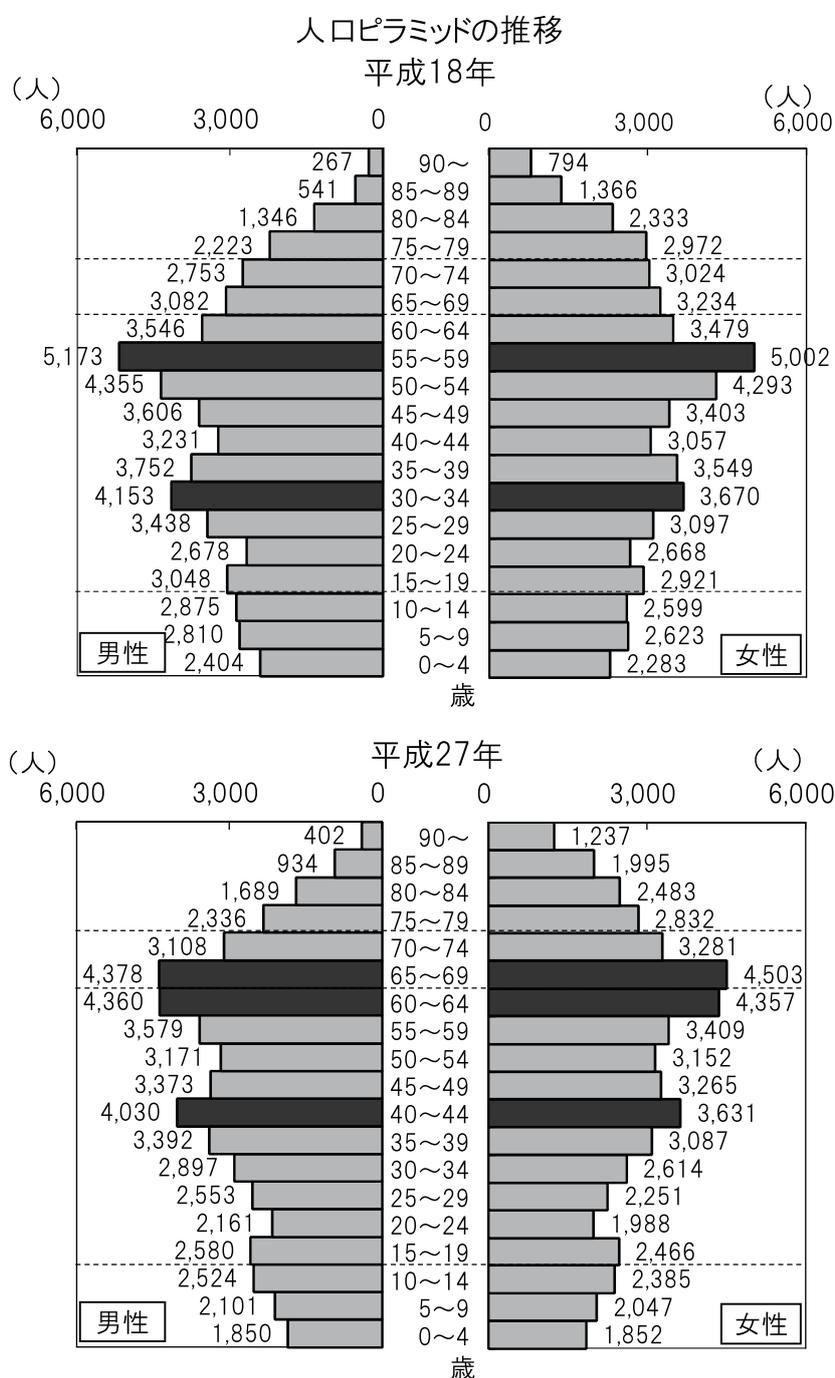
資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

割合で見えていくと、65～74歳、75歳以上を合わせた高齢化率は、平成18年で21.4%だったのに対し、平成27年では27.9%と大幅に増加しています。



資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

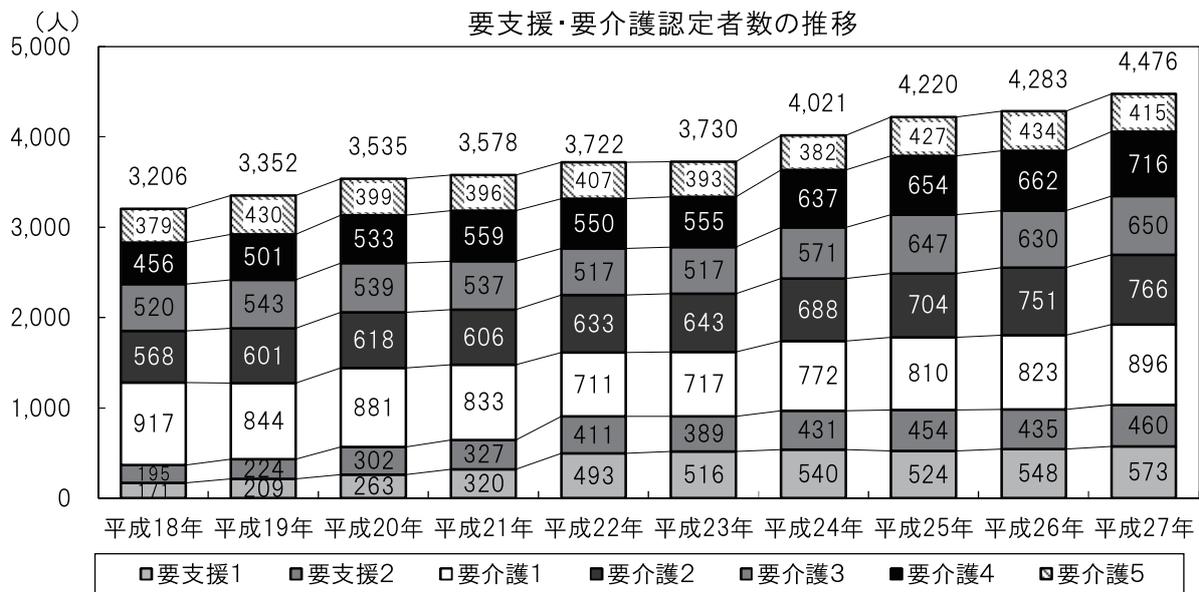
人口の構造を、人口ピラミッドで比較すると、平成18年の時点では、55～59歳と30～34歳が特に多かったのに対し、平成27年では、60～69歳と、40～44歳が多く、全体的に年代が上へと上がっています。



資料：茨城県常住人口調査(10月1日時点)

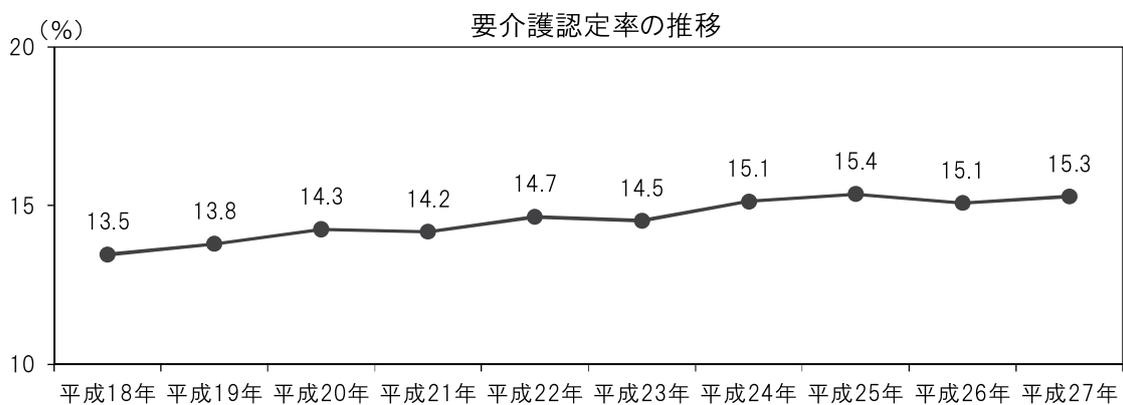
第2節 支援を必要とする人の状況

介護保険制度の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成18年の3,206人に対し、平成27年では4,476人と、約1,300人の増となっています。特に、要支援1、要支援2の軽度の認定者が増えています。



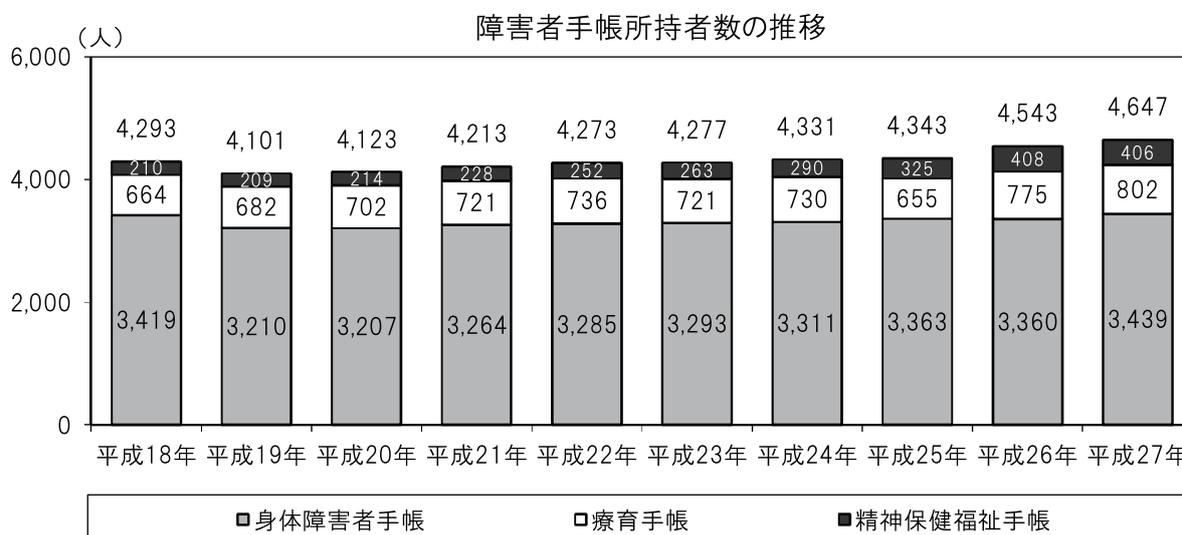
資料:介護保険事業状況報告(各年10月分)

要介護認定率の推移を見ると、平成18年の13.5%に対し、平成27年では15.3%と、1.8ポイントの増となっています。



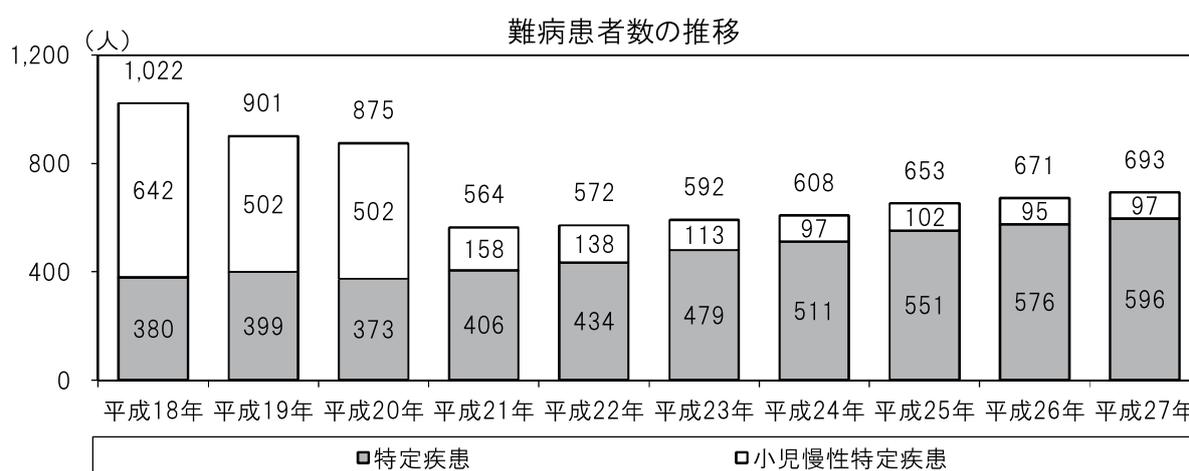
資料:介護保険事業状況報告(各年10月分)

障害者手帳所持者数の推移を見ると、平成18年の4,293人に対し、平成27年には4,647人と、約350人の増加となっています。特に精神保健福祉手帳所持者数は約2倍と多くなっています。



資料：障がい福祉課 各年4月1日現在

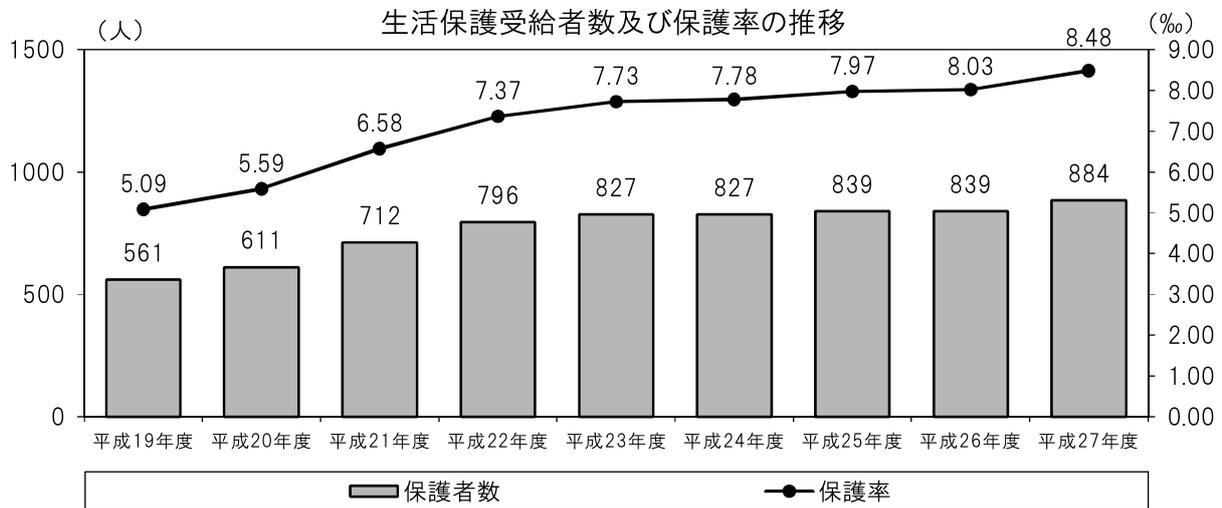
難病患者数の推移を見ると、特定疾患は増加傾向にあり、平成27年には596人となっています。



資料：筑西保健所 各年4月1日現在

※小児慢性特定疾患について、平成20年までは、筑西保健所圏域(結城市・桜川市・筑西市)の人数であり参考値。

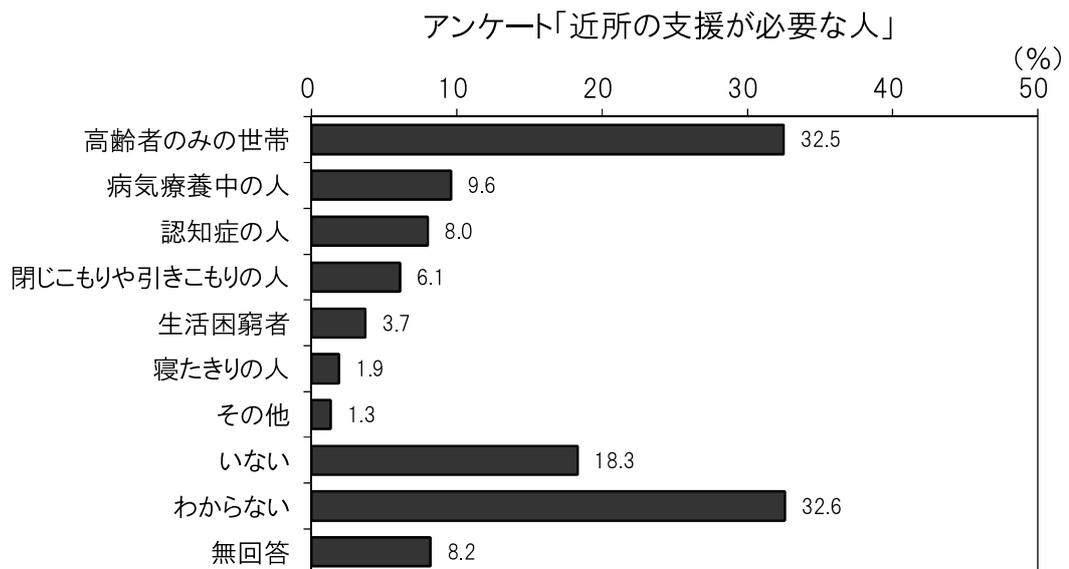
生活保護受給者数の推移を見ると、平成 19 年度の 561 人に対し、平成 27 年度では 884 人と 323 人の増となっています。保護率も同様に増加しており、平成 19 年度の 5.09‰に対し、平成 27 年度では 8.48‰となっています。



※ ‰(パーミル):1000 分の 1 を 1 とする単位。

資料:社会福祉課

アンケート調査において、近所に支援が必要な人がいるかを伺ったところ、「高齢者のみの世帯」が 32.5%、「病気療養中の人」が 9.6%、「認知症の人」が 8.0%、「閉じこもりや引きこもりの人」が 6.1%と続いています。



資料:平成 28 年度アンケート調査

筑西市ボランティアセンター登録団体名簿

平成29年10月現在

No.	対象	団体名	会員数	主な活動内容
1	視覚	点訳杖の会	20	各種広報紙の点訳・点訳本作成・視覚障害者への介添え等支援
2	視・児	朗読ボランティア 野ばらの会	26	各種広報紙の音訳CD作成・児童への読み聞かせ・施設訪問等
3	聴覚	ボランティアサークル 手の会	18	聴覚障害者への通訳・交流・手話体験学習指導
4	児童	読み聞かせ「あすなろの会」	10	児童への読み聞かせ活動(保・幼・小)
5	高・一	(公社)スコーレ家庭教育 振興協会茨城スクール	25	ひとり暮らし高齢者給食サービス・収集活動・駅前清掃・母親講座等
6	一般	筑西市地域女性団体連絡会	1300	子育て支援・各種募金等の福祉事業の実施・参加協力
7	高齢者	筑西市下館西部女性会	20	ひとり暮らし高齢者給食サービス・各種募金・子育て支援・各種イベント等
8	高齢者	筑西市北部婦人の会	43	ひとり暮らし高齢者給食サービスの宅配・各種募金・施設訪問等
9	高齢者	筑西市岡芹羽黒女性会	32	ひとり暮らし高齢者給食サービス・各種募金等
10	高齢者	筑西市川島女性会	70	ひとり暮らし高齢者給食サービス・各種募金活動・読み聞かせ・各種イベント等
11	高齢者	竹島給食サービスボランティア	21	ひとり暮らし高齢者給食サービス・イベント等
12	高齢者	筑西市養蚕女性会	49	ひとり暮らし高齢者給食サービス・施設訪問・防犯パトロール等
13	高齢者	河間フレッシュボランティア	8	ひとり暮らし高齢者給食サービス・交流会等
14	高齢者	大田ボランティア	21	ひとり暮らし高齢者給食サービス・対象者へのプレゼント作り等
15	高齢者	筑西市嘉田生崎女性会	44	ひとり暮らし高齢者給食サービス・各種募金・イベント等
16	高齢者	筑西市ふれあい電話	16	ひとり暮らし高齢者へ電話による安否確認・利用者との交流会等
17	児童	ボーイスカウト筑西第1団	58	緑化活動・清掃等の社会教育運動・各種募金等
18	児・一	ガールスカウト茨城県第28団	112	施設訪問・各種募金・国際協力等の福祉事業の実施・参加協力
19	一般	しもだて紫水ロータリークラブ	36	職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕等の福祉事業の実施・参加協力
20	一般	下館ローターアクトクラブ	5	地域清掃・イベント等福祉事業の実施・参加協力
21	一般	下館ライオンズクラブ	23	献血・国際協力等福祉事業の実施・参加協力
22	一般	下館巴ライオンズクラブ	61	献血・アイバンク・施設訪問等の福祉事業の実施・参加協力

No.	対象	団体名	会員数	主な活動内容
23	一般	下館巴ライオンズクラブ 館支部	14	福祉事業の実施・参加協力・施設訪問活動
24	一般	下館シニアライオンズクラブ	28	献血・アイバンク・各種募金等福祉事業の実施・参加協力
25	一般	筑西市生活学校	17	施設訪問・省エネ推進運動・エコライフ運動等
26	児・一	筑西地区交通安全母の会連合会	286	交通安全教室・街頭立哨活動・街頭キャンペーン等
27	一般	筑西市下館消費者友の会	12	不用品活用情報センターの運営・料理講習会
28	一般	筑西市更生保護女性会	45	犯罪・非行防止の啓発運動・更生協力・矯正施設での支援
29	精神	精神保健 めだかの会	18	精神的障害をもつ方への社会復帰援助(入所者の作業手伝い等)
30	高・児・障・一	下館地域在宅介護を支える会 (たまり場・たろう)	200	在宅介護者へ支援・サロン・福祉イベント協力等
31	一般	関彰商事株式会社	30	各種福祉事業の実施・参加協力・施設訪問活動
32	高・一	レクリエーションクラブ 豊遊会	14	踊りやマジック・歌での施設訪問活動
33	高・一	ボランティア ひまわり会	34	歌・踊りで施設訪問活動・イベント協力等
34	高・児・障・一	下館二高JRC部	55	各種事業への企画・参加協力・施設訪問・手話勉強会・募金活動等
35	児・障	学生ボランティアサークル 虹の橋	7	各種事業への企画・参加協力
36	自然	下館山野草会	49	花壇の手入れ・環境美化等
37	児・一	子育て支援「レインボー」	17	親子共同工作や食育を通しての子育て支援活動等
38	児・一	未来ネットワーク	19	読み聞かせ等の子育て支援等
39	一般	筑西市国際友好協会	81	日本語教室開催・国際交流活動等
40	高・一	四つ竹健康おどり雅流	12	施設での健康おどり等
41	高齢者	筑西市いきいきヘルス会	62	いきいきヘルス体操教室・転倒防止介護予防教室等
42	高齢者	紫峰オカリナクラブ	9	施設でのオカリナ演奏等
43	高齢者	訪問ボランティア どんぐり会	10	市内福祉施設訪問活動・舞踊・ダンス・歌謡等
44	児・一	筑西コカリナ「こだま」	8	施設でのコカリナ演奏等

No.	対象	団体名	会員数	主な活動内容
45	一般	特定非営利活動法人ヒューマンライツネット 「はらんきょうの会」	25	ヒロシマ・ナガサキの被爆体験の朗読劇の実施等
46	児童	特定非営利活動法人 いちなごみ	11	親子交流会・子育て講座等
47	児・一	特定非営利活動法人 地球の保健室	29	子育て支援・不登校・引きこもり・発達途上国への支援等
48	高・障	黒子地区ボランティア	24	ひとり暮らし高齢者給食サービス・友愛訪問・各種募金協力等
49	高・障	関本地区ボランティア	25	ひとり暮らし高齢者給食サービス・友愛訪問・イベント等
50	高・障	河内地区ボランティア	24	ひとり暮らし高齢者給食サービス・友愛訪問・交流会等
51	高齢者	明野地区ボランティア推進協議会	50	ひとり暮らし高齢者給食サービス・友愛訪問・施設訪問等
52	児童	小栗子どもを守る会	31	小栗小学校の児童の下校時の見守り活動
53	高齢者	協和ふれあいサークル 虹の会	24	いきいきサロン・古切手収集・施設訪問・イベント協力等
54	高齢者	ふれあい食事サービス協和	31	ひとり暮らし高齢者食事サービス・施設訪問・イベント協力等
55	高齢者	協和ふれあい訪問 やまびこ	21	ひとり暮らし高齢者への安否確認(食事サービス通知配付)等
56	聴覚	手話サークル「さくら」	23	聴覚障害者への通訳・交流・手話体験学習指導
57	一般	やまびこ傾聴ボランティア	12	市内福祉施設等での傾聴ボランティア活動
58	高・一	傾聴ボランティア★スマイル	18	市内福祉施設等での傾聴ボランティア活動
59	高齢者	ゆうゆう健康体操	9	シルバー体操等実施・介護予防推進活動
60	高・一	マリオウクレレクラブ	17	バンド演奏やフラダンスなどでの施設訪問活動
61	障害	ぷれジョブ きょーわ	7	障害者(児)の理解を得るための活動



社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会

第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条 社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社会福祉法により「地域福祉を推進する中核的な団体」と位置付けられており、その責務と期待は大きなものである。地域福祉の推進という機能を発揮する事は必須であり、更には時代に即した対応を求められるものである。したがって、平成24年度に策定した第2次地域福祉活動計画「ちくせい・まごころプラン‘13～‘17」の達成度を検証すると共に、改めて筑西市における地域福祉推進のため、住民参加型福祉活動や関連福祉活動のあり方を住民の立場に立って検討するとともに、筑西市社会福祉協議会（以下、「筑西市社協」という。）の充実・強化を目指すため、地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成および任期)

第2条 委員は、筑西市社協の理事および評議員の中から、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成29年8月1日から、平成30年3月31日までとする。

(委員会の職務)

第3条 委員会は筑西市の現状を踏まえ、今後想定される福祉ニーズを明確化すると共に、その福祉課題の解決及び行政への提言を含めて、住民主体の原則及び公私協働に沿った活動を展開し、総合的な計画を策定する。

(委員の定数)

第4条 この委員会に委員13名を置く。

(正副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会運営に関わる事務局を、筑西市社協内に置いて処理する。

(その他)

第7条 その他、委員会運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り、これを定める。

附 則

この要項は、平成29年8月1日から施行する。

第3次筑西市地域福祉活動計画策定委員名簿

番号	氏名	選出区分	公職・役職名	備考
1	大久保 芳 雄	民生・児童委員	連合民生委員児童委員協議会長	委員長
2	増 渕 潤	民生・児童委員	連合民生委員児童委員協議会副会長	
3	松 崎 清	自治協力員	自治会連合会長	副委員長
4	鈴木 親 男	自治協力員	自治会連合会副会長	
5	野 澤 和 子	地域組織	筑西市地域女性団体連絡会長	
6	石 島 存	地域組織	筑西市高齢者クラブ連合会長	
7	渡 辺 和 成	社会福祉施設	(福) 征峯会理事長	
8	小松崎 登美子	福祉活動団体	筑西市ボランティア連絡会長	
9	新 井 英 雄	地域組織	筑西市子ども会育成連合会長	
10	高 野 雅 代	地域組織	下館青年会議所専務室長	
11	飯 泉 雅 司	地域組織	筑西市校長会長	
12	國府田 和 伸	関係行政機関	筑西市福祉事務所社会福祉課長	
13	田 中 秀 樹	学識経験者	筑西市社会福祉協議会常務理事	副委員長

・地域福祉活動計画策定までの流れ

本計画の策定に当たっては「筑西市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、住民の意向を反映した計画とするため、筑西市が策定した「地域福祉計画」及び筑西市が行ったアンケート調査や地区懇談会を基礎資料として活用し、支部社協等から寄せられた意見も踏まえ、検討を行って参りました。【下記参照】

実施日／会場	実 施 内 容
平成29年 7月～8月	○委員候補者について推薦・調整・編成の実施
第1回策定委員会 平成29年 8月31日(木) 会場：筑西市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要項について ・委員長・副委員長選出 ・計画にあたり内容説明 <ul style="list-style-type: none"> ①筑西市第3次地域福祉活動計画策定にあたって ②地域福祉活動計画の骨子(案)について
第2回策定委員会 平成29年10月18日(水) 会場：筑西市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ①第3次地域福祉活動計画策定にあたって ②社会福祉協議会及び筑西市社会福祉協議会概況について ③計画の目指す方向 ④施策の展開
第3回策定委員会 平成30年 1月17日(水) 会場：筑西市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動計画内容の最終調整
第4回策定委員会 平成30年 2月28日(水) 会場：筑西市総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・筑西市地域福祉活動計画のまとめ <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉活動計画内容の最終確認 ②地域福祉活動計画の周知に関わる事項について

発行：社会福祉法人 筑西市社会福祉協議会

〒308-0806 茨城県筑西市小林 355 (市総合福祉センター内)
TEL 0296-22-5191 FAX 0296-25-2400
URL <http://www.magocoro294.net> mail info@magocoro294.net



筑西市社協マスコットキャラクター
「ちっくま」

関城支所：藤ヶ谷 7 3 3-4 (関城老人福祉センター内) TEL 20-3310
明野支所：新井新田 4 1-2 (明野いきがいセンター内) TEL 52-1381
協和支所：久地楽 2 3 7-7 (協和ふれあいセンター内) TEL 57-3888

